

◎新潟県告示第702号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第1項の規定により、次のとおり三国川頭首工管理規程、宇田沢川頭首工管理規程及び五十沢川頭首工管理規程を認可した。

平成27年4月24日

新潟県南魚沼地域振興局長

- 1 管理規程を定めた者の所在及び名称
南魚沼市田崎741番地4
五城土地改良区
- 2 認可年月日
平成27年4月16日
- 3 認可した管理規程の概要
 - (1) 三国川頭首工管理規程
 - 第1章 総則
 - 第2章 取水、放流及びゲートの操作に関する事項
 - 第3章 点検及び整備に関する事項
 - 第4章 緊急事態に置ける措置に関する事項
 - (2) 宇田沢川頭首工管理規程
 - 第1章 総則
 - 第2章 取水、放流及びゲートの操作に関する事項
 - 第3章 点検及び整備に関する事項
 - 第4章 緊急事態に置ける措置に関する事項
 - (3) 五十沢川頭首工管理規程
 - 第1章 総則
 - 第2章 取水、放流及びゲートの操作に関する事項
 - 第3章 点検及び整備に関する事項